

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一 ～ 一 十 四 (略)</p> <p>一 ～ 一 十 五 <u>ズラノロソ</u>及びその製剤</p> <p>一 ～ 一 六 ～ 四 十 五 (略)</p>	<p>一 ～ 一 十 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>一 ～ 一 十 五 ～ 四 十 四 (略)</p>